

## 一般社団法人 愛知県医療法人協会 会費基準

### <正会員・準会員>

病床数	会費（円/年額）	会報送付部数
診療所	36,000.-	1部
50床以下	36,000.-	1部
51床～100床以下	48,000.-	1部
101床～200床以下	60,000.-	1部
201床以上	72,000.-	1部

1. 介護老人保健施設のみを有する場合

上記表の病床数に準ずる

2. 病院・診療所及び介護老人保健施設を有する場合

病院・診療所病床数 + 介護老人保健施設病床数

3. 複数の病院を有する場合

すべての病院の病床数を加算する

4. 他県にも病院を有する場合

県内にある病院・診療所病床数 + 他県にある病院病床数

\*注1：会報は、会員の希望する施設に1会員につき1部送付する

ただし、それ以上希望する場合は1部につき 1,070円（税込）で受け付ける（年4回発行）

送付部数は、平成25年9月5日の拡大常任理事会において、承認された

\*注2：その他医療法人が経営できる入院・入所施設のない事業については会費の算定をしない

\*注3：本基準は平成12年4月1日より実施する

平成12年1月13日平成11年度第2回通常総会第3号議案決議

注1：平成26年4月1日改定

### <賛助会員>

	年会費	入会金（初年度）
① 株式会社等主に会社組織の法人	➔ 90,000円/年	10,000円
② 社団法人、財団法人等の公益性を有す法人	➔ 60,000円/年	10,000円
③ 個人	➔ 36,000円/年	10,000円